

社会保障審議会児童部会	資料 12
平成30年9月21日	

子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討について

- 委員名簿 . . . P 1
- 第36回子ども・子育て会議資料（抜粋）
 - ・ 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討について . . . P 3
 - ・ 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（案）の概要 . . . P 12

子ども・子育て会議委員・専門委員名簿

○子ども・子育て会議 委員

- (東京大学大学院教育学研究科教授)
- (NPO 法人全国認定こども園協会副代表理事)
- (一般社団法人営業部女子課の会代表理事)
- (恵泉女学園大学学長)
- (NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会理事長)
- (高知県知事)
- (一橋大学経済研究所所長)
- (淑徳大学総合福祉学部教授)
- (公益社団法人全国幼児教育研究協会理事)
- (NPO 法人全国小規模保育協議会理事長)
- (宇都宮市長)
- (全国保育協議会副会長)
- (株式会社産経新聞社編集局文化部編集委員兼論説委員)
- (全国国公立幼稚園・こども園長会会長)
- (公益社団法人全国私立保育園連盟常務理事)
- (全日本私立幼稚園PTA連合会副会長)
- (全日本私立幼稚園連合会政策委員長)
- (NPO 法人ファザーリング・ジャパン理事)
- (社会福祉法人健光園京都市北白川児童館館長)
- (日本商工会議所・東京商工会議所知的財産戦略委員会委員)
- (一般社団法人日本経済団体連合会人口問題委員会企画部会長)
- (白梅学園大学大学院特任教授)
- (社会福祉法人日本保育協会女性部副部長)
- (日本労働組合総連合会副事務局長)
- (聖籠町長)

あきた きよみ 秋田 喜代美
 おうじ なおこ 王寺 直子
 おおた あやこ 太田 彩子
 おおひなた まさみ 大日向 雅美
 おくやま ちづこ 奥山 千鶴子
 おぎき まさなお 尾崎 正直
 おしお たかし 小塩 隆士
 かしわめ れいほう 柏女 霊峰
 かとう あつひこ 加藤 篤彦
 こまぎき ひろき 駒崎 弘樹
 さとう えいち 佐藤 栄一
 さとう ひでき 佐藤 秀樹
 さとう よしみ 佐藤 好美
 せき みつこ 関 美津子
 つかもと しゅういち 塚本 秀一
 つきもと きく 月本 喜久
 つばい ひさや 坪井 久也
 とくくら やすゆき 徳倉 康之
 なかがわ いちろう 中川 一良
 はちや まゆみ 蜂谷 真弓
 ひがしで こういちろう 東出 公一郎
 むとう たかし 無藤 隆
 やまうち いほこ 山内 五百子
 やまもと かずよ 山本 和代
 わたなべ ひろきち 渡邊 廣吉

○子ども・子育て会議 専門委員

(公益社団法人日本医師会常任理事)

いまむら さだおみ
今村 定臣

(一般社団法人全国病児保育協議会会長)

おおかわ ひろじ
大川 洋二

(公益社団法人全国保育サービス協会理事)

おぎ まり
尾木 まり

(公益社団法人日本助産師会常任理事)

かさい けいこ
葛西 圭子

(一般社団法人全国認定こども園連絡協議会会長)

きむら よしやす
木村 義恭

(草加市教育委員会教育長)

たかぎ ひろゆき
高木 宏幸

(一般社団法人日本こども育成協議会会長)

ひろしま せいじ
廣島 清次

(NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会理事長)

みずしま まさこ
水嶋 昌子

(全国児童養護施設協議会副会長)

むとう そめい
武藤 素明

(50音順、敬称略)

平成30年3月1日発令日時点

5年後見直しに係る検討について

平成30年7月30日
第36回子ども・子育て会議
資料1-2より抜粋

子ども・子育て支援法附則等の見直し規定

子ども・子育て支援法附則第2条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第2条第2項において、法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況の状況を勘案し、必要があるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。

検討の進め方

○その上で、検討すべき事項として考えられるものは、以下のとおり。

(1) 法律上経過措置の期限が到来するものなど、見直しの検討を行わなければならない事項

ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目

イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目

(2) 新制度の運営等に関連し、検討が必要な事項

ア 新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている主な事項

イ 制度の施行状況を勘案し、今後検討が必要と考えられる事項 など

○(1)及び(2)を検討した上で、直ちに検討に着手する事項と今後検討すべき事項の精査

参考

○子ども・子育て支援法(平24法65)

附則

(検討等)

第二条 1～3 (略)

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)

附則(平24年法66)

(検討)

第二条 1(略)

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「新認定こども園法」という。)の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(1)ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目

項目	根拠法令等
① 幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第5条
② 幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・教育職員免許法附則第19項 ・児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準
③ みなし幼保連携型認定こども園等における職員配置に関する経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準附則第2条 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準附則第2項
④ 幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(平成26年11月28日付府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号)
⑤ 新制度施行時点で市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定していた私立幼稚園、認定こども園の利用料に係る経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について(平成27年3月31日付府政共生第347号・26文科初第1462号・雇児発0331第19号)

①及び②は法律の改正が必要な項目 ③～⑤は政省令等の改正が必要な項目

項目	根拠法令等
⑥みなし幼保連携型認定こども園における施設長に係る経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日付府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号)
⑦地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における食事の提供に係る経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第2条
⑧地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における連携施設に関する経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準附則第5条 ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第3条
⑨小規模保育事業B型等に係る経過措置(保育従事者の資格)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第4条
⑩小規模保育事業C型に係る経過措置(定員上限)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準附則第4条 ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第5条
⑪放課後児童支援員の認定資格研修受講に係る経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準附則第2条

⑥～⑪は政省令等の改正が必要な項目

①就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（抄）

（職員）

第十四条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

3～19（略）

（職員の資格）

第十五条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録（第四項及び第三十九条において単に「登録」という。）を受けた者でなければならない。

2～6（略）

附 則（平成24年法律第66号）
（保育教諭等の資格の特例）

第五条 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録（第三項において単に「登録」という。）を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

2 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第四項の規定にかかわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第四条第四項に規定する臨時免許状をいう。）を有する者は、助保育教諭又は講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

3 施行日から起算して五年間は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第七項に規定する旧免許状所持者であって、同条第二項に規定する更新講習修了確認を受けずに同条第三項に規定する修了確認期限を経過し、その後に同項第三号に規定する免許管理者による確認を受けていないもの（登録を受けている者に限る。）については、同条第七項の規定は、適用しない。

② 幼稚園免許状取得の特例の概要

〔目的〕

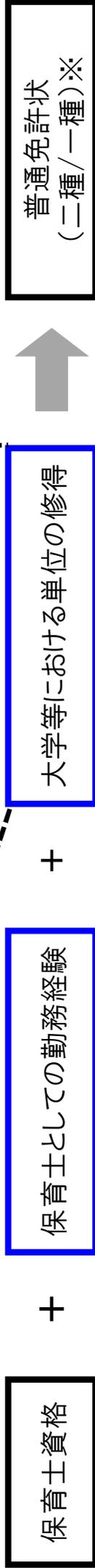
- 保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。 ※保育所に勤務する保育士の幼稚園教諭免許の併有状況：74%

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年間の特例

【通例:大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合】



【**今回の特例措置**】(「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」にて検討)



※学士の学位を有する場合は:一種免許状
 ※短期大学士、専門学校卒の場合:二種免許状

3年 かつ 4,320時間

ただし、以下の施設における勤務に限る。

認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設、へき地保育所、「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設

〔メルクマール〕

- ①保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
- ②小学校就学前の幼児を対象としていること
- ③一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
- ④上記①～③を担保する行政監督(許認可等)の仕組みがあること

8単位

(内訳)

- ・教職の意義及び教員の役割
- ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)
- ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
- ・教育課程の意義及び編成の方法
- ・保育内容の指導法、教育の方法及び技術
- ・幼児理解の理論及び方法

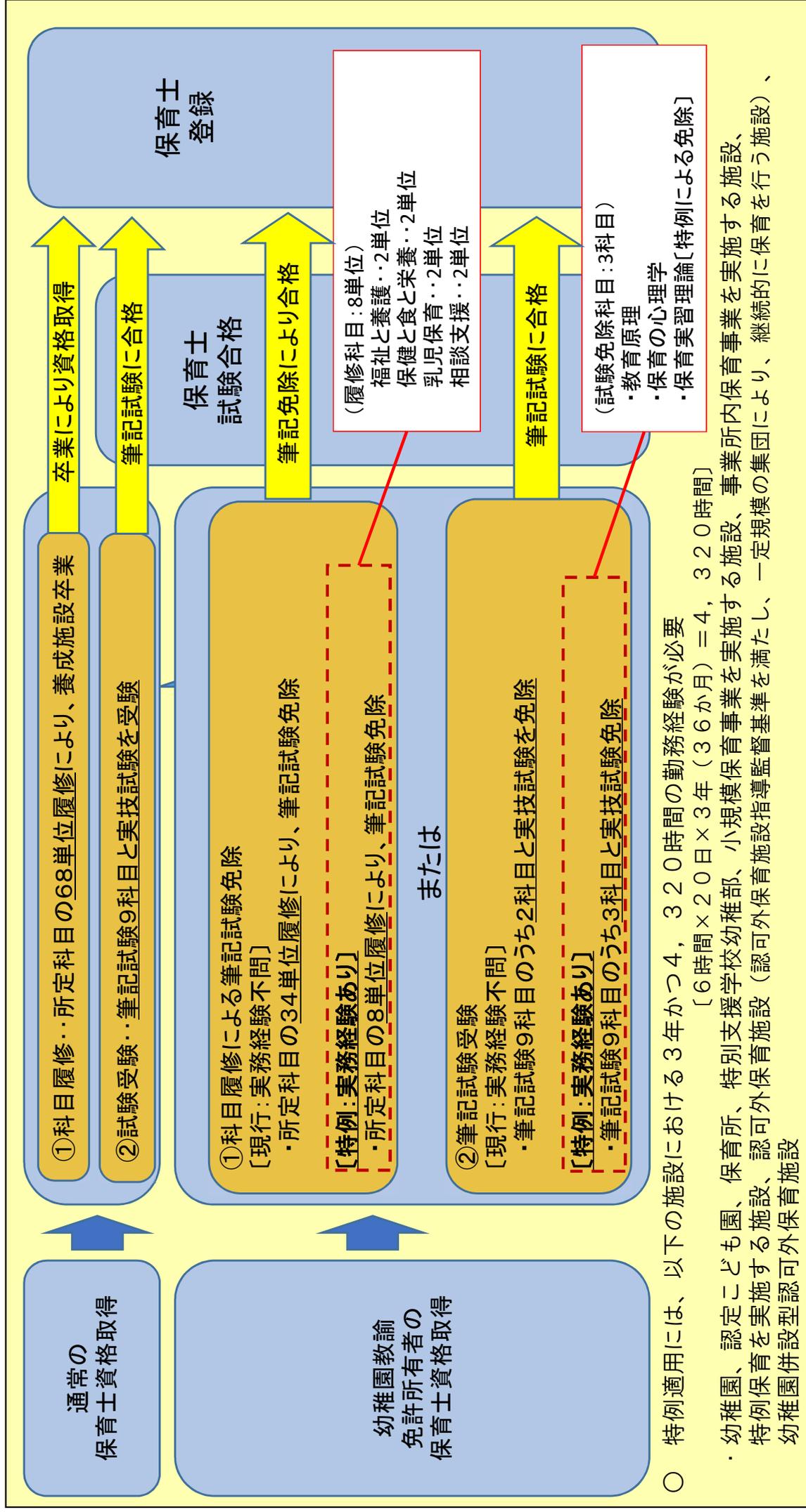
2単位
 2単位
 1単位
 2単位
 1単位

保育士資格の取得の特例の概要

○ 幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進するために、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例を設ける。

※幼稚園で働く幼稚園教諭の75%が保育士資格を併有

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年後までの特例



○ 特例制度を活用して円滑に保育士試験を取得できるための環境を総合的に整備(平成26年度試験から実施)

∞ ・申請の手数料を2,400円に引き下げ

・合格通知の発送を早期化

・保育士養成施設における受講料を補助(最大10万円補助)

幼保連携型認定こども園の保育教諭の幼稚園教諭免許及び保育士資格の保有割合

※各年度4月1日現在

保有資格\年度	人数		割合	
	H29年度	H28年度	H29年度	H28年度
両方保有	73,126	54,088	89.2%	87.8%
どちらか一方のみ保有	8,876	7,538	10.8%	12.2%
幼稚園教諭のみ	2,272	2,104	2.8%	3.4%
保育士のみ	6,604	5,434	8.1%	8.8%
総数	82,002	61,626	100.0%	100.0%

(参考)

	H29.4.1現在	H28.4.1現在
幼保連携型認定こども園の施設数	3,618	2,785

(1)イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目

提案事項	
H28※ ¹	①一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務の市町村への移譲
H28	②幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和
H28	③子ども・子育て支援法による支給認定手続の簡素化
H28	④保育標準時間と保育短時間の統合
H28	⑤子ども・子育て支援新制度下における認定こども園の保育短時間制度の廃止について
H29※ ²	⑥認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化
H29	⑦認定こども園での障害児等支援にかかる補助体系の見直し
H29	⑧子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化

※¹ 「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)

※² 「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)

※ いずれも子ども・子育て支援法附則第2条4項の規定に基づき、5年を目的として行う子ども・子育て支援新制度の検討の際に、必要があれば所要の措置を講ずることとされている。

(2)ア 新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている主な事項

量の拡充・質の向上	<p>〇〇. 3兆円超メニューについては、「子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく」とされているため、こうした方針に基づき、引き続き各年度の予算編成過程において、安定的な財源確保に努めていく。 (経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定))</p>
処遇改善	<p>〇保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組むこととし、2017年度の人事院勧告に伴う賃金引上げに加え、2019年4月から更に1% (月3,000円相当)の賃金引上げを行い、処遇改善について着実に取り組む。 (新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定))</p>
幼児教育の無償化	<p>〇3歳から5歳までの子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する。また、0歳から2歳児については、待機児童解消の取組と併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める。 (経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定))</p>
その他	<p>〇女性の就業率の上昇や保育ニーズの高まりを踏まえ、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上などを内容とする新たなプランを今夏に策定する。 (経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定))</p>

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係るスケジュール(案)

		2018年度						2019年度	2020年度		
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
自治体		<div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; text-align: center;"> 第二期計画作成のための利用希望把握調査(ニーズ調査)を実施 </div>									<div style="border: 2px solid yellow; padding: 5px; text-align: center;"> 第二期計画 期間開始 2020年度 ～2024年度 </div>
											<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px; text-align: center;"> 市町村子ども・ 子育て会議の 意見を聴く </div>
国		<div style="border: 2px dashed blue; padding: 10px; text-align: center;"> 改正基本指針の改正作業 基本指針の改正作業 </div>									<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px; text-align: center;"> 改正基本指針公布 </div>
											<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; text-align: center;"> 第二期市町村計画作成における「量の見込み」 の算出等の考え方を自治体へ発出 </div>

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方(案)の概要

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画作成にあたっての量の見込み算出等の考え方(案)の方針

○第一期市町村子ども・子育て支援事業計画作成時の「量の見込みの算出等のための手引き」(以下「第一期手引き」という。)を参照することを前提とし、原則として第一期手引き発出後に追加した項目、あるいは第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、新たに記載、修正する項目のみを記載する

追加する主な項目

◆「子育て安心プラン」「中間年見直し時の手引き」「改正基本指針(平成30年内閣府告示第56号)」を踏まえた項目

○量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえるとともに、子育て安心プラン実施計画との整合性の確保を図りつつ、必要に応じて補正を行うこと

(特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起や、女性就業率の上昇傾向に留意)

○都市開発部局との十分な情報共有

○幼稚園における預かり保育等の取扱い

・幼稚園において、預かり保育の充実(長時間化・通年化)により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めることが可能

・一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり運営費支援事業による0～2歳児の受入れを行う場合は、3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めることが可能

○企業主導型保育施設の地域枠の活用

・企業主導型保育施設の設置者と市町村が調整を行い、地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合には、2号認定子ども及び3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めて差し支えない

○特定教育・保育施設等の定員の取扱い

- ・必要利用定員総数が当該年度よりも翌年度が上回る場合には、翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行う
- ・新たに整備を行った保育所や認定こども園については、運営開始後1～3年目は4・5歳見定員を少なく設定し、2年目以降、入所児童の進級に伴い、4・5歳児の定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行う

◆発出した事務連絡等を踏まえた項目

○量の見込みの算出に用いる子どもの年齢について（平成26年4月17日子ども・子育て支援新制度説明会資料2<3>）

- ・量の見込みの算出に用いる子どもの年齢については、「調査又は抽出時における年齢」が回答時点における年齢に最も近く、各年齢のニーズをより適切に把握できると考えられるが、市町村の判断で4月1日時点での年齢（学年齢）とすることも可能

○放課後児童健全育成事業の量の見込み算出時の留意事項（平成26年5月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課事務連絡）

- ・就学児に対する利用希望把握調査を行わない場合には、就学児の利用意向を用いて量の見込みを算出するよりも量が多く見込まれる傾向があるため、例えば第一期市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと実際の利用実績のかい離度を踏まえるなどの方法により、適正な補正を行う

◆政策動向や現在の子ども・子育てをめぐる状況を踏まえ、新たに追加することが必要な項目

○放課後子ども新総合プラン（仮称）を踏まえた量の見込みの算出

- ・放課後子ども新総合プラン（仮称）では、女性の就業率の上昇や保育ニーズの高まりを踏まえ、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿を拡大することを踏まえ、量の見込みを算出すること

◆その他、留意が必要な項目

○0歳児の保育の量の見込みの算出について

- ・育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、量の見込みを適切に算出

改正のポイント

○ 改正内容として考えられるものは、以下のとおり。

- (1) 平成28年の児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正（市町村・都道府県の役割と責務の明確化、家庭養育優先原則など）の反映
- (2) 放課後子ども新総合プラン（仮称）の策定による量（ニーズ）の見込みの考え方の変更の反映
※ 子育て安心プランの内容に関しては、既に改正済みであり、平成30年3月30日告示・4月1日施行
- (3) その他新制度施行後の関連施策の動向の反映

○ これらのポイントについて、今後改正の検討を行っていく。

参考

○ 子ども・子育て支援法（平24法65）
（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3・4（略）